

環境影響評価書案審査意見書

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者

名 称：東京地下鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 山村 明義

所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

(2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業

種 類：鉄道の建設

3 対象事業の位置

起点：港区高輪四丁目

終点：港区白金二丁目

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があり、また、計画地の開削区間の一部では住宅が近接して存在することから、建設機械の稼働にあたっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は事業予定期間が約 10 年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在している。また、地下水位の調査結果から、地下水に影響が生じた場合、その流動や帯水層に応じて広範囲に影響が及ぶ可能性がある。そのため、工事の施行にあたっては、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、周辺工事の情報も把握しながら地盤沈下や地下水の水位および流況の変化の防止に努めること。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には、国指定史跡の高輪築堤跡をはじめとする多くの埋蔵文化財包蔵地及び指定・登録文化財が存在しており、周辺開発に伴って逐次情報が更新されていることから、既存資料を精査するとともに、最新の情報を収集するよう徹底すること。また、事業実施に先立ち、関係教育委員会等と事前調査の有無や保存方法等について早期に十分な協議を行い、適切な措置を講じること。